

令和 8 年度
長者まつりんぐ広場
自動販売機設置事業者募集要項

八 戸 市
(公園緑地課)

令和8年度長者まつりんぐ広場自動販売機設置事業者募集要項

八戸市が行う長者まつりんぐ広場自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」といいます。）の募集への応募については、この募集要項をよく読み、次の事項をご承知のうえお申し込み下さい。

1 目的

抽選により自動販売機の設置事業者を選定することにより、公平性を確保するとともに、施設利用者等の利便性と市民サービスの向上を図ることを目的とします。

2 対象物件

対象物件は、別紙1「物件説明書」のとおりです。

3 応募資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人が応募することができます。なお、抽選の執行前又は設置事業者として決定した後に当該要件を満たしていないことが判明した場合は、抽選参加資格者又は設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」といいます。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (3) 個人の場合は八戸市に住所を、法人の場合は八戸市内に本店又は支店若しくは営業所を有し、市税（八戸市に対して納税義務のあるものに限り、）並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 自動販売機の設置業務について、申込受付開始の日において引き続き3年以上営業を行っている者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっていない法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められる者で、適正な競争を妨げるおそれがないと認められる者であること。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者であること。
- (7) 販売する品目について、法令等の規定による許可や届出が必要な場合、許可を受けているもしくは届出している者であること。

◇ (4)については、自動販売機の設置運営に係るすべての業務を直接自らがやっていることを要しないものとし、設置運営業務が自己の責任で行われていた場合は、個別業務を他の者に実施させていた場合であっても実績とみなします。

4 自動販売機の設置条件等

(1) 自動販売機設置の方法

八戸市多目的交流広場条例（平成19年6月25日条例第42号、以下「条例」という）第4条第1項に基づく設置事業者からの使用申請に対し、市が許可をする方法により行います。

(2) 自動販売機設置の許可及び許可期間

ア 設置事業者から市に「長者まつりんぐ広場多目的施設使用許可申請書」を提出し、市から設置事業者へ「長者まつりんぐ広場多目的施設使用許可書」を交付します。

イ 許可期間

許可期間は、別紙1「貸付物件説明書」のとおりとします。

許可は、許可期間の満了をもって終了し、更新はありません。

また、本市又は国若しくは他の地方公共団体が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置事業者が許可条件に違反する行為を行ったとき、その他本市が必要と認めるときは許可を取り消すことがあります。

(3) 使用料

使用料は、条例別表3の規定に基づき、1台につき3,720円/月とします。

なお、使用料は市が発行する納入通知書により、当該年度分を各年度の4月8日までに納めていただきます。

(4) 光熱水費及びその他必要経費

電気料等の光熱水費、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費その他一切の費用は、設置事業者の負担とします。

なお、設置事業者は、電気料を算定するための子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」といいます。）が付され、検定証印等の有効期間が経過していないものとします。）を自らの負担で設置してください。また、子メーター設置に伴う支柱に関しては、別途占用料を支払うものとします。なお、支柱については、占有を必要最小限とするため共用するものとし、事務手続きや設置作業等については設置事業者間で協議し、行っていただくものとします。

(5) 設置場所

設置場所は、許可した場所にするものとします。

(6) 環境配慮

自動販売機の設置に当たっては、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した自動販売機の機種を設置に努めてください。

(7) 設置条件

許可期間中は、次の事項を遵守してください。

ア 別紙3「仕様書」に基づき、自動販売機及び使用済み容器の回収ボックスを設置し、管理すること。

イ 販売品目は、清涼飲料水等の飲料とし、酒類、たばこ及び食料品の販売を行わないこと。

なお、販売品の具体的な構成については、設置事業者として決定後、事前に市と協議すること。

※設置場所1については、子育て応援自動販売機（紙おむつ、おしり拭き等入販売機）を優先するものとする。（別紙1「物件説明書」及び別紙2「自動販売機設置場所」参照）。

ウ 販売品の販売価格は、標準小売価格を上回らないこと。

- エ 販売品の内容の変更については、市と協議のうえ行うこと。
- オ 販売品の賞味期限に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。
- カ 自動販売機への販売品の充当及び使用済み容器の回収の時間及び経路については、市の指示に従うこと。
- キ 自動販売機本体については、周辺環境に配慮したデザインとし、ユニバーサルデザイン自動販売機の設置に努めること。
- ク 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。
- ケ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、設置事業者の責任において、迅速に対応すること。

(8) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了し、又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。ただし、市の承諾があったときは、変更された現状のままで返還することができます。なお、原状回復に要する費用は、設置事業者の負担とします。

5 応募申込手続

抽選参加資格の審査のため、応募資格を証する書類を提出していただきます。

(1) 提出方法

提出先及び受付期間は、別紙1「物件説明書」のとおりとします。

応募希望者は、申込書その他必要書類に所定の事項を記入、押印のうえ、提出先に提出書類を直接持参又は郵送にて提出してください。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留としてください。(ファックス及び電子メールによる提出は受け付けません。)

(2) 提出書類

- ア 申込書(様式1)
- イ 誓約書(様式2)
- ウ 委任状(様式3)
- エ 事業者(会社)概要(任意様式。会社のパンフレットでも構いません。)
- オ 役員名簿(様式4) 法人の場合のみ
- カ 自動販売機設置実績報告書(様式5)
- キ 印鑑証明書(写し可)
 - i 法人の場合: 所轄の法務局が発行したもの
 - ii 個人の場合: 市市民環境部市民課(市庁本館1階)、南郷事務所、市内各市民サービスセンターで発行
- ク 登記事項証明書又は営業証明書(写し可)
 - i 法人の場合: 登記事項証明書(現在事項証明書又は履歴事項証明書)
 - ii 個人の場合: 営業証明書
- ケ 国税の納税証明書(写し可)

住所地(納税地)を所轄する税務署に納税証明書の交付請求を行ってください。なお、納税義務がない場合でも証明書は発行されます。

 - i 法人の場合: 「その3の3」の「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明

- ii 個人の場合：「その３の２」の「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明

コ 取扱商品一覧表（様式６）

サ 設置する自動販売機のカatalog（寸法、環境負荷を低減する機能、ユニバーサルデザイン等の機能が確認できるもの。）

シ 自動販売機の管理関係等に関する届出書（様式７）

個別業務の実施者が不適当と認められる場合は、抽選参加資格がないものとする場合があります。

※ キからケまでの証明書類は、発行後３か月以内のものに限ります。

ただし、令和７年度八戸市物品の購入等に関する入札参加資格者として認定され、名簿に登載されている者は、エ及びキからケまでの証明書類は省略可能です。

(3) 応募に当たっての留意事項

ア 応募者に関する情報及び応募者数等の問合せについては、一切お答えできませんので御了承ください。

イ 提出書類の返却は行いません。

ウ 提出書類を補足する資料の提出を求める場合があります。

エ 応募申込みに要する費用は、すべて申込者の負担とします。

オ 抽選に同一人が代表者となる法人等が重複して参加した場合、抽選を無効とします。

(4) 個人情報

提出書類に記載された個人情報は、設置事業者の決定のみに使用し、その他の目的のためには使用しません。

(5) 抽選参加資格の確認等

上記(2)の提出書類により、抽選参加資格の有無を確認し、申込者あてに抽選参加資格確認結果通知書（様式８）を送付します。

また、当該結果の通知後であっても、応募資格を満たしていないこと、不正等が判明した場合には、参加資格者の認定を取り消します。

(6) 無資格者への理由説明

抽選参加資格確認結果通知書（様式８）により、抽選参加資格がないとされた者は、次に定めるところに従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができます。この場合、令和８年２月１７日（火）までに書面で回答します。

ア 提出先 公園緑地課（八戸市内丸一丁目１－１）

イ 提出期限 令和８年２月１２日（木） 午後５時まで

ウ 提出方法 質問は、質問書（様式９）により行い、上記提出先に直接お持ちください。郵送、ファックス及び電子メールによる提出は認めません。

6 質問及び回答

募集に関しての質問及び回答は、次により行います。

(1) 提出方法 質問書（様式９）により行い、直接持参又は電子メールで提出してください。メール送信後は、必ず電話で受信確認を行ってください。

(2) 質問期限 令和８年２月４日（水） 午後５時まで

(3) 提出先 公園緑地課（八戸市内丸一丁目1－1）

電子メールアドレス koen@city.hachinohe.aomori.jp

受信確認用電話番号 0178-43-9141

(4) 回答方法 回答は、質問書を受理してから、概ね5日以内を目途に上記提出先において回答書を閲覧に供するとともに、八戸市ホームページに掲載します。

7 抽選

(1) 抽選の日時及び場所

抽選の日時及び場所は、別紙1「物件説明書」のとおりとします。

(2) 抽選時必要書類

抽選参加資格確認結果通知書（様式8）

(3) 無効な抽選

次のいずれかに該当する抽選は、無効とします。

ア 抽選日時に所定の場所で行われない抽選

イ 他人の代理を兼ね又は複数の代理をした者の抽選

ウ 公正な抽選を妨害する行為があった抽選

(4) 設置事業者の決定

ア くじによる抽選といたします。（設置場所1については、子育て応援自動販売機を優先。抽選の方法については、別紙1「物件説明書」のとおり。）

イ 抽選結果については、設置事業者名、抽選参加者数を八戸市ホームページ等で公表しますので、あらかじめ御承知ください。

(5) 抽選の中止等

不正な抽選が行われる恐れがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、抽選を中止し、又は延期することがあります。

(6) 抽選の辞退

抽選参加者は、抽選までの間は、申込辞退届（様式10）を別紙1「物件説明書」記載の提出先に直接お持ちになるか、郵送（抽選日の前日までに到達するものに限る。）により提出することで、抽選を辞退することができます。

8 設置事業者決定後の手続きについて

(1) 設置事業者の決定後は、条例第4条第1項に基づき、「長者まつりんぐ広場多目的施設使用許可申請書」を提出していただきます。書類受理後、内容を審査のうえ、市から「長者まつりんぐ広場多目的施設使用許可書」を交付します。

(2) 使用料の納付

各年度ごとに納入通知書により、市の指定した期日までに納付していただきます。

(3) その他

設置事業者に決定された方は、決定の日から10日以内に、(1)の申請の際に設置場所への自動販売機及び使用済み容器回収ボックスの配置図を併せて添付していただきます。

9 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。設置事業者として

の決定を取り消したときは、速やかに書面によりその理由をその者に通知するとともに、その者の氏名（法人においては法人名）及びその理由を公表します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに許可申請手続きを行わなかったとき。
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- (3) 設置事業者が応募資格のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと市が判断したとき。

10 使用許可の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、許可を取り消します。

- (1) 許可期間中に、市又は国若しくは他の地方公共団体において公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかとなったとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと市が判断したとき。
- (4) 許可条件を遵守しないとき。

11 応募資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、その原因となる日から3年間、長者まつりんぐ広場自動販売機の設置事業者に関する応募資格を失います。

- (1) 設置事業者としての決定を取り消されたとき。
- (2) 設置事業者に帰する事由より、市の許可を取り消されたとき。

12 その他

- (1) 募集する定数に満たない場合であっても、当該年度における再募集は行いません。
- (2) 自動販売機の売上高については、自動販売機から出力された売上に関するデータを添付し、市が指定する様式により報告してください。
- (3) 自動販売機に伴う事故については、市の責めに帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責めを負います。
- (4) 商品等の盗難及び破損については、市の責めに帰することが明らかな場合を除き、市はその責めを負いません。
- (5) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁じます。
- (6) 抽選及び使用申請に当たっては、この要項に定めるもののほか、地方自治法、財務規則及び条例等の関係法令を遵守してください。

13 この募集要項に関する問合せ先

八戸市 都市整備部 公園緑地課 管理緑化グループ 担当 三浦
〒031-8686
八戸市内丸一丁目1番1号
電話 0178-43-9141（直通）

※ 資料

3の(1) 及び (2) 関係

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- (7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

4の(1)関係

八戸市多目的交流広場条例（平成19年6月25日条例第42号）

（使用等の許可）

第4条 多目的施設を使用しようとする者及び広場に工作物その他の物件又は施設を設けて広場を占有しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前条（※）第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（※）

（行為の制限）

第3条 長者まつりんぐ広場（以下「広場」という。）で次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(1)～(4) 略

2 市長は、広場の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に当たって、その使用について条件を付けることができる。

3 市長は、広場の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

- (1) 風俗又は公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物又は附属物を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 広場の管理に支障があると認めるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) その他市長が不適當と認めるとき。

4 の(3)及び(4)関係

八戸市多目的交流広場条例（平成19年 6 月25日 条例第42号）

別表（第5条関係）

1～2 略

3 自動販売機を設置する場合の使用料

1 台につき 1 月 3,720 円。ただし、使用期間が 1 月に満たないときは、1 月を 30 日とする日割計算（その額に 10 円未満の端数が生じたときは、その額を切り捨てた額）によるものとし、電気料は、別に実費を徴収する。

物件説明書

1 物件（計 3 か所）

施設名称	所在地	台数	販売品	容器	許可面積 (㎡)	使用料	参考
長者まつりんぐ広場 ＜＜設置場所は別紙 2 参照＞＞	八戸市大字糠塚字 古常泉下、 大字山伏小路及び 大字鍛冶町地内	3 台 〔 1 設置事業者に つき、1 台までの 許可とする。〕	清涼飲料、水、コー ヒー、お茶等 〔 設置場所 1 のみ、子育て応 援自動販売機（紙おむつ、 おしり拭き入）を優先 〕	缶、ビン、 ペットボ トル式	1.6㎡/台 〔 幅 (m) × 奥行 (m) 1.6 × 1.0 〕	3,720円/月 〔 八戸市多目的交流 広場条例別表の 3 による 〕	1 台あたりの 売上本数 約5,000本 (R6年11月 ～R7年10月)

※1 「許可面積」には、転倒防止用具、放熱余地及び使用済み容器回収ボックスの設置部分を含む。(但し、付帯設備（引込柱等）を除く)。

※2 申込者は、自動販売機の維持管理、販売品の補充のために行う扉の開閉等に支障がないか当該申込前に設置場所の確認をすること。

※3 「参考資料」に記載した数値は参考値であり、許可期間における販売品の売上本数や当該施設の利用者数を保証するものではない。

※4 設置場所 1 については子育て応援自動販売機（飲料のほか、紙おむつ等が購入可能なもの）を優先することとし、以下のとおりとする。

例：A 社のみ取り扱い⇒A 社で決定 A 社・B 社で取り扱い⇒A 社、B 社のみで抽選 取り扱い社なし⇒通常通り全社で抽選

2 許可期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで（3 年間） ※期間満了後は再募集

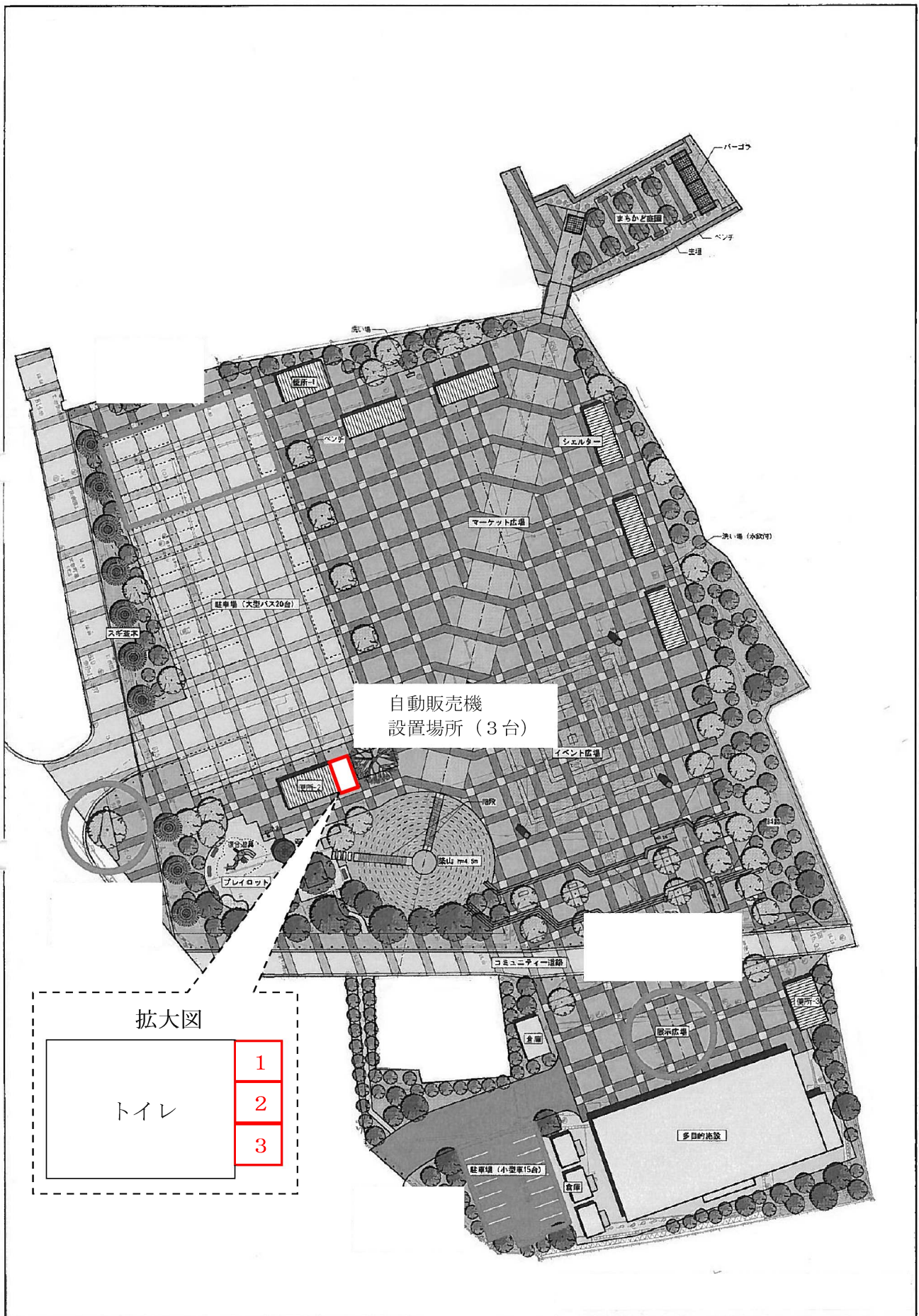
3 申込書の提出先等

提 出 先			申込書の受付期間及び時間
住所	提出課	電話番号	
八戸市内丸一丁目 1－1	公園緑地課 (別館 6 階)	43-9141 (直通)	令和 7 年12月22日（月）から令和 8 年 1 月19日（月）までの期間 ※ただし、土日祝日及び年末年始（12月29日から 1 月 3 日）を除く。 午前 8 時15分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

4 抽選の執行

抽選日時	抽選場所
令和 8 年 2 月 27 日（金） 午前 11 時 00 分	八戸市庁 別館 2 階 会議室 B

長者まつりぐ広場 自動販売機設置場所



仕様書

1 自動販売機の規格等

設置事業者が設置する自動販売機の規格等は、次に定めるところによる。

(1) 規格

許可面積内に自動販売機、転倒防止器具、放熱余地及び使用済み容器の回収ボックスのすべてが収まる大きさの自動販売機とすること。

(2) 環境対策

設置する自動販売機は、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種の設置に努めること。

(3) デザイン

自動販売機のデザイン、外観等は、周辺環境に配慮したデザインとし、ユニバーサルデザイン自動販売機の設置に努めること。

(4) 販売品

ア 販売品は、清涼飲料水、コーヒー、お茶等とし、酒類、たばこ及び食料品の販売は行わないこと。なお、設置場所1（別紙2「自動販売機設置個所」参照）については、子育て応援自動販売機（紙おむつ、おしりふき入り販売機）を優先するものとする。

イ 販売品の品揃え、切り替え、その他内容の変更については、市と協議のうえこれを行うこと。

ウ 販売品の販売価格は、標準小売価格を上回らないこと。

エ 販売品の販売価格は、同施設内に設置されている他の自動販売機の販売価格と均衡のとれた価格とすること。

オ 物価の変動又は消費税率の変更により販売品の販売価格を変更する場合は、市と協議すること。

2 遵守事項

設置事業者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 安全対策等

ア 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

イ 転倒防止については、「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じるものとする。

ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うものとする。

エ 防犯については、硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(2) 使用済み容器の回収等

ア 自動販売機に併設して、販売品の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置すること。

イ 回収ボックスは、プラスチック製又は金属製のものとする。

ウ 回収ボックスは、回収頻度及び回収量を考慮し、空き缶等の使用済み容器があふれ又は周囲に散乱することがないように、十分な収容容積を持つものとする。

エ 回収ボックスには使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、回収ボックスは、紙等の一般ごみが入りにくい形状の使用済み容器投入口を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ごみの混入防止を図ること。

オ 回収ボックスに収納された容器の回収頻度については、回収ボックスから容器があふれないよう十分に配慮すること。

カ 回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品、持ち込み等問わずすべて設置事業者の責任で回収し、及び処理すること。

キ 回収した使用済み容器の処理は、容器包装リサイクル法（平成 7 年法律第 112 号）等関係法令に基づいて適切に処理すること。

(3) 売上状況等の報告

設置した自動販売機の毎月の売上高については、自動販売機から出力された売上に関するデータを添付し、下記のとおり市に報告すること。

ア 内容（例）

販売品名	販売価格（円）	本数（本）	売上金額（円）
清涼飲料水	1 5 0	5 0	7, 5 0 0
〃	1 2 0	1 0 0	1 2, 0 0 0

イ 期限

翌月の 1 5 日まで。

(4) 維持管理責任

ア 販売品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収、釣銭の補充等の自動販売機の維持管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機、回収ボックス及び自動販売機周辺は、清潔に保つこと。

ウ 販売品の搬入及び廃棄物の搬出の時間及び経路については、市の指示に従うこと。

エ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において、迅速に対応すること。

(5) その他

ア 自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。

イ 自動販売機設置前に、連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、市に書面で通知すること。

ウ 2 (1) ウ の衛生管理及び感染症対策のほか、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行い、関係法令等の遵守及び徹底を図ること。

エ 自動販売機の設置に当たり、当該施設の種類、立地場所等を勘案し、A E D 搭載型や災害対応型等の設置についても検討すること。